

市・県民税申告と確定申告の準備はお早めに

【問合せ】 税務課 市民税係
☎773-6668

申告期間

2月16日(火)～3月15日(月)

所得税の確定申告書は自分で作成しましょう

確定申告は、1月1日～12月31日の1年間に生じたすべての所得金額と、それに対する所得税を計算して、自主的に申告する制度です。

確定申告書の3つの作成方法 手書き用の確定申告書

1月下旬から、税務課、大和・塩沢市民センターに用意します。

e-Tax (国税電子申告)

2つの方式でパソコン・スマートフォンから電子申告ができます。添付書類の省略や還付手続きが早いなどの利点があります。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーライトを用いて申告

②ID・パスワード方式

事前に税務署で発行したe

TaxのID・パスワードを入力して申告(マイナンバーカードは不要)

国税庁ウェブサイト

インターネットに接続があるパソコンとプリンターがあれば、「確定申告書等作成コーナー」を検索し、手順に従って確定申告書を作成・印刷できます。(1月上旬から)

ウェブサイトで作成の利点

- ・e-Taxと違い、ICカードリーダーライトやマイナンバーカード、ID・パスワードが不要
- ・ウェブサイトの手順に従い入力すると、所得金額や税額が自動計算されるため、入力漏れやミスを防げる
- ・収支内訳書や決算書の作成も可能
- ・申告相談会場に行く必要がない

確定申告書の提出方法

作成した確定申告書と所得控除資料、収支内訳書など各種必要書類を封筒に入れ、ご提出ください。また、マイナンバーを証明する書類と身元確認書類(運転免許証など)の写しが必要です。

提出場所

小千谷税務署(郵送可)、税務課、大和・塩沢市民センター、市民会館 多目的ホール(市の申告相談会場)

※還付申告のみ、小千谷税務署で1月から受け付けます

市・県民税申告書

市報2月1日号と同時に全戸配布するほか、税務課と大和・塩沢市民センターに用意します。

収支内訳書などの書き方相談

農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、減価償却費の計算などの相談に応じます。

受付 税務課、大和・塩沢市民センター

期間

1月18日(月)～2月15日(月)
※土・日曜日、祝日は除く

市・県民税申告と確定申告の申告相談開催

市・県民税申告書や、確定申告書の作成が難しい人を対象に、申告会場を設けます。

必要書類は事前に完成させて持参するとスムーズです。

注意事項

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必ずマスク

を着用し、体温測定や手指のアルコール消毒にご協力ください。体調不良の時は来場を控えてください。

・混み具合により、入場人数の制限や早めの受付終了となる場合があります。

・新型コロナウイルスの影響により、開催状況が急に変わります。

・自宅での作成や電子申告が可能な人は、なるべく来場を控えてください。

会場 市民会館1階多目的ホール

期間

2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日、祝日は除く

受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

休日相談日時 2月21日(日)、3月7日(日) 午前9時～11時

市の申告相談会場でe-Taxを推進します

確定申告は、申告者自身による作成・届出が基本です。国税庁は、操作が簡単で計算間違いの無い、e-Taxの利用を勧めています。

市の申告会場では、みなさんの自主的な申告を推進する

ため、国税庁e-Taxコーナーを設けます。

マイナンバーカードやID・パスワードと、申告に必要な書類を事前に用意し持参すれば、申告会場にあるe-Tax端末から自分で電子申告ができます。(紙面の申告書の提出不要)

マイナンバーカードやID・パスワードの準備が無くても、国税庁ウェブサイトを使用して確定申告書を自分で作成・印刷し、完成した申告書の提出もできます。

入力補助する職員を配置します。確定申告をする人は、ぜひご利用ください。

間違いの多い事例

・年末調整時に扶養を申告し、源泉徴収票にその記載があっても確定申告書に未記入の場合は、扶養が取り消されます。確定申告書にも扶養をご記入ください。(年末調整後、市・県民税申告を行う場合も同様)

・被扶養者は、1人の扶養にしかありません。家族間で重複がないように申告してください。